岡山市自然保護活動推進員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、岡山市環境保全条例(平成12年3月22日市条例第46号)第29条の19の規定により設置する自然保護活動推進員(以下「推進員」という。)について、役割及び委嘱の方法その他設置に必要な事項を定めることを目的とする。

(役割)

- 第2条 推進員は、次に掲げる活動を実施するものとする。
 - (1) 生物多様性の保全のため、別表に掲げる野生生物(以下「保護対象野生生物」という。) の捕獲、採取が行われないよう監視、助言するとともに、不審な行為があった場合には、市及び警察に連絡すること。
 - (2) 保護対象野生生物が生息・生育する地域内又は地域主体による生物多様性の保全を 推進する条例(平成22年4月1日市条例第30号)に基づき認定された身近な生き ものの里(以下「身近な生きものの里」という。)の地域内で、生物多様性の保全を 図る上で支障を来す行為等を把握するとともに、不審な行為や生息・生育地の異常が あった場合には、市に連絡をすること。
 - (3) 保護対象野生生物の分布など、自然環境の状況を把握し、必要に応じて市に情報提供すること。
 - (4) その他自然保護の推進のために必要な活動を行うこと。

(委嘱)

- 第3条 推進員は、年齢20歳以上のもののうちから、次に掲げる要件のいずれかに該当する者に市長が委嘱する。
 - (1) 市が認定する身近な生きものの里の地域内に在住し、地域の保全活動のリーダーとして自然保護の推進に当たる能力と意欲がある者で、該当地域の身近な生きものの里活動団体から推薦を受けた者
 - (2) 保護対象野生生物の生息・生育地域に在住し、地域の保全活動のリーダーとして自然保護の推進に当たる能力と意欲がある者で、該当地域内の連合町内会長等から推薦を受けた者
 - (3) その他市域に生息・生育する野生生物や市域の自然環境に造詣が深く、保全対象となる地域の方と協働して自然保護の推進に当たる能力と意欲がある者

(任期)

第4条 推進員の任期は、2年以内とする。ただし、再委嘱することができる。

(報告等)

第5条 推進員は、原則として、年1回、自己が行った行動に関する活動報告書を、市長 に提出するものとする。

(報酬等)

第6条 推進員の報酬は、無給とする。ただし、腕章等保護活動に必要な用具は市が貸与する。

(解任)

- 第7条 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当したときは、解任することができる。
 - (1) この告示に基づく推進員としての行為を怠り、又は推進員としてふさわしくない行為があったと認められる場合
 - (2) 本人から辞意があった場合

(研修)

第8条 市は、充実した推進員制度を確立するため、役割や指導のあり方などについて学習し、及び意見交換を行うための研修の機会を提供するものとする。

(その他)

第9条 推進員に関し必要な事項は、市長がその都度定めるものとする。

附 則(平成16年6月11日決裁岡環調第127号)

この要綱は、平成16年6月11日から施行する。

附 則(平成24年6月12日決裁岡環保第643号)

この要綱は、平成24年6月12日から施行する。

附 則(令和2年7月2日決裁岡環保第1483号)

この要綱は、令和2年7月2日から施行する。

別表 (第2条関係)

1	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年6月
	5日法律第75号)により指定された国内希少野生動植物種
2	岡山県希少野生動植物保護条例(平成15年12月19日岡山県条例第
	64号)により指定された指定希少野生動植物
3	岡山市環境保全条例で指定された貴重野生生物種
4	キビノミノボロスゲ